

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項（定期監査）及び第7項（財政援助団体等監査）の規定により執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和2年10月23日

桑名市監査委員

久 徳 直 矢

伊 藤 正 広

佐 藤 肇

令和2年度
(前期分)

定期監査等結果報告書

桑名市監査委員

目 次

1. 定期監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象	1
(2) 監査の方法	1
(3) 監査の主眼	1
(4) 監査の結果	1
(5) 意見・要望	2

2. 財政援助団体監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所	2
(2) 監査対象補助金	2
(3) 監査の方法	3
(4) 監査の主眼	3
(5) 監査の結果	3
(6) 意見・要望	3

令和2年度定期監査等結果報告書

1. 定期監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象

実施年月日	監査の対象
令和2年5月	大山田・多度・長島地区市民センター
令和2年5月	市立小学校・中学校・幼稚園
令和2年7月9日	保健福祉部：福祉総務課

*大山田・多度・長島地区市民センターは、監査調書の提出と電話でのヒアリングをもって監査を実施した。

*市立小学校・中学校・幼稚園は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、学校・園への訪問による監査を中止し、監査調書の提出と電話でのヒアリングをもって監査を実施した。

*福祉総務課は、所管する施設（桑名市総合福祉会館・桑名福祉センター・桑名北部老人福祉センター・桑名市多度すこやかセンター・桑名市長島福祉健康センター・桑名市長島デイサービスセンター）の管理状況について、施設管理業務委託先の社会福祉法人桑名市社会福祉協議会とともに監査を実施した。

(2) 監査の方法

令和元年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ所定の監査調書等の提出を求め、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類などとの照合、点検等を行うことにより監査を実施した。

(3) 監査の主眼

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼とした。

なお、現金及び預金等の取り扱い状況、予算の執行事務、及び施設の管理状況を重点項目とした。

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書等と関係諸帳簿、証拠書類などと照合、点検したところ、概ね適正に執行、処理されていると認めた。

また、事務事業の執行についても、法令、条例、規則、規程等の定めるところに従い、全般的に効率的な執行と管理が行われ、所期の成果をあげていると認めた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて改善の顛末の報告を求め、積極的に改善するよう指示を行った。

(5) 意見・要望

(大山田・多度・長島地区市民センター)

- ・特に指摘する事項はない。今後も適正な事務の執行に取り組みたい。

(市立小学校・中学校・幼稚園)

- ・保管する一部の預金通帳について、年度末の時点で残高が見受けられたので、確認し、適切に処理されたい。

(教育委員会事務局)

- ・交付金の使用用途について、事業目的に沿った執行となるよう、引き続き確認されたい。
- ・公金以外の預金通帳の管理について、年度末時点での預金残高の処理方法や現金出納簿の作成状況について差異が見受けられた。学校・園と連携し、統一的な基準で事務が行われるよう、適切な指導・助言に努められたい。

(福祉総務課)

- ・社会福祉協議会と業者間で交わした契約のうち、市が仕様書で定めた内容を満たしていない契約が見受けられたので、適切な業務の履行確認に努められたい。また、履行の回数等、仕様書の内容について見直しをされたい。
- ・備品について、社会福祉協議会が保管している台帳と契約書とで相違が見受けられたので、確認して適切に管理されたい。

(社会福祉法人桑名市社会福祉協議会)

- ・委託契約において、仕様書どおりに業務が履行されていないものが見受けられたので、適切に業務を遂行されたい。なお、仕様書が実情と乖離しているものについては市と協議されたい。

2. 財政援助団体監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所

実施年月日	監査の対象	実施場所
令和2年7月9日	社会福祉法人桑名市社会福祉協議会	桑名市総合福祉会館

(2) 監査対象補助金

補助事業名	令和元年度交付額
地域福祉推進事業補助金	43,903,643円

(3) 監査の方法

令和2年度監査実施計画に基づき、令和元年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ所定の監査調書や関係資料の提出を求め、当該補助金に係る関係諸帳簿、証拠書類等を照合・調査する方法で監査を実施した。

(4) 監査の主眼

市が財政的援助を与えている団体に対し、当該補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、所管部局の当該団体に対する指導監督は適切に行われているかを主眼とした。

(5) 監査の結果

令和元年度に市が補助金を交付した事業について、事前に提出を求めた監査調書とともに、関係諸帳簿、証拠書類等について関係者から説明を聴取して監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で指導し、改善の対応を指示した。

(6) 意見・要望

(社会福祉法人桑名市社会福祉協議会)

- ・地域福祉推進事業補助金に関して、一部を助成金として支出していたことから、交付目的に沿った効果的な補助金の執行について検討されたい。

(福祉総務課)

- ・地域福祉推進事業補助金において、要綱上別の補助金の事業への支出が見受けられた。補助金交付要綱の見直しは、前回監査時に指摘し、改正する旨の報告を受けたが依然として改正されていない。補助金が適正に執行されるよう早急に補助金交付要綱を改正されたい。
- ・一連の補助金関係書類において、補助金の支出時期や対象経費、積算根拠について明確に定めるとともに、事業計画書、予算書及び実績報告については、社会福祉協議会全体の資料で代用するのではなく、補助金対象分が容易に判別できる書類も併せて提出を求められたい。